

介護予防・生活支援サービス事業 (通所型サービス: 第1号通所事業)				一般介護予防事業 社会福祉協議会事業	一般介護予防事業	一般介護予防事業		
事業名および種別	●通所型予防給付相当サービス			●通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	●短期集中はつらつ教室 (短期集中予防サービス)	地域ふれあいサロン	介護予防のつどい	南条健康体操教室 タッピー体操クラブ しおさい体操教室
サービス内容	介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援及び機能訓練を行う通所事業			閉じこもり予防や自立支援に資する通所事業	日常生活に支障のある生活行為を改善するために、利用者の個別性に応じて運動器・口腔機能向上、栄養改善、ADLやIADLの動作練習、介護予防教育等の集団プログラムを複合的に実施	地域における介護予防活動の拡大と住民同士のつながりの強化に資する誰でも通える住民主体の通いの場であり、集落センター等の身近な会場で実施。	人と人とのつながりや社会参加活動を通じた介護予防に資する活動の場として、運動器・口腔機能向上、栄養改善等の普及啓発も併せて実施	転倒予防、健康維持に効果的な体操を実施
提供時間	3時間以上			原則3時間未満	概ね2時間	会場毎に設定	概ね2時間	概ね1時間
期間	介護予防サービス・支援計画書による期間			介護予防サービス・支援計画書による期間	3ヶ月間 週1回程度 計14回	町内57会場 概ね月1回以上 (会場毎に設定)	通年 13:30~15:30(祝祭日休み) 南条:月・火・水・木・金 今庄:水 河野:月	南条 :月2回 金曜日 14:00~15:00 タッピー:月1回 金曜日 14:00~15:00 しおさい:月1回 木曜日 10:00~11:00
対象者	要支援者・事業対象者のうち、(ア)(イ)に該当する者 (ア)既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要とケアマネジメントで認められるケース (イ)ケアマネジメントで以下のような状態で専門的なサービスが必要と認められるケース ・医学的な観察が必要 ・認知機能低下により介助や見守りが必要 ・入浴関連動作に介助や見守りが必要 ・うつ傾向や精神疾患のある者 ・基本チェックリスト1~20のうち10点以上 ・退院直後等で専門職による状態の観察が必要 ・生活支援に課題(視力障害、不衛生な環境) (イ)についてはあくまで例示			要支援者および事業対象者のうち、通所型予防給付相当サービスに該当しない軽度者	要支援者・事業対象者のうち、生活行為に支障がみられるが、短期集中的な支援により回復が見込まれる者	おおむね65歳以上の者及びその支援のための活動に関わる者とするが、住民同士のつながりの強化のため、参加対象者を限定しない	おおむね65歳以上の者及びその支援のための活動に関わる者	おおむね65歳以上の者及びその支援のための活動に関わる者
サービス提供の考え方	・適切なケアマネジメントにより、利用目的を明確にしたうえで、利用期限の設定をし、多様なサービスの利用を促進する。 ・ 通所型サービスA・短期集中はつらつ教室との併用不可			・適切なケアマネジメントにより、利用目的を明確にしたうえで、利用期限の設定をし、多様なサービスの利用を促進する。 ・ 通所型予防給付相当サービス・短期集中はつらつ教室との併用不可	・適切なマネジメントにより、利用目的を明確化する ・ 通所型予防給付相当サービス・通所型サービスAとの併用不可	要支援者・事業対象者の場合は、ケアマネジメントにて積極的に利用を促進する	要支援者・事業対象者の場合は、ケアマネジメントにて積極的に利用を促進する	要支援者・事業対象者の場合は、ケアマネジメントにて積極的に利用を促進する
費用単価	対象者	月額包括報酬 月額単位	1回単位	1回単位 316単位/回 (月5回上限)	/	/	/	/
	事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)	1,672単位/月	384単位/回					
	事業対象者・要支援2 (週2回程度)	3,428単位/月	395単位/回					
報酬単価の考え方	平成30年度から原則「月額包括報酬」とするが以下①②の場合は1回単位を用いる。 ただし、月の利用回数により「1回単位」「月額単位を利用」のいずれかを選択する。 【1回単位を用いる場合】 ①月途中の利用者との契約開始または契約解除(転出入を除く) ②月途中の入院による利用中止および退院による利用開始(入退院により通常月の回数を利用できない場合) ※週1回程度利用予定の人が当月1、2回利用、週2回程度利用予定の人が当月1~4回利用 ⇒「1回単位」を選択 ※週1回程度利用予定の人が当月3回以上利用、週2回程度利用予定の人が当月5回以上利用 ⇒「月額単位を利用」を選択 注意1)参考資料「平成28年3月31日事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課 振興課 介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について(確定版) I-資料9」月途中の事由については日割りにて算定する 注意2)上記の参考資料p4の★印については月額包括報酬の単位とした場合の日割り算定の対象事由からは除外する 注意3)月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする			・1回単位を使用	・委託は、給付管理対象外サービスとなる。	/	/	/
加算等	<ul style="list-style-type: none"> 生活機能向上グループ活動加算 100単位/月 運動器機能向上加算 225単位/月 若年性認知症受入加算 240単位/月 栄養アセスメント加算 50単位/月 ・栄養改善加算 200単位/月 口腔機能向上加算 (I)150単位/月 (II)160単位/月 選択的サービス複数実施加算 (I)480単位/月 (II)700単位/月 事業所評価加算 120単位/月 サービス提供体制強化加算(I)事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 88 単位/月 事業対象者・要支援2 (週2回程度) 176 単位/月 サービス提供体制強化加算(II)事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 72 単位/月 事業対象者・要支援2 (週2回程度) 144 単位/月 サービス提供体制強化加算(III)事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 24 単位/月 事業対象者・要支援2 (週2回程度) 48 単位/月 生活機能向上連携加算 (I)100単位/月 (II)200単位/月 ※運動機能向上を加算している場合には(I)は算定せず、(II)は100単位/月 口腔・栄養スクリーニング加算(6か月に1回を限度) (I)20単位/月 (II)5単位/月 科学的介護推進体制加算 40単位/月 介護職員処遇改善加算(I)(所定単位の5.9%) 介護職員処遇改善加算(II)(所定単位の4.3%) 介護職員処遇改善加算(III)(所定単位の2.3%) 介護職員等特定処遇改善加算(I)(所定単位の1.2%) 介護職員等特定処遇改善加算(II)(所定単位の1.0%) 介護職員等ベースアップ等支援加算(所定単位の1.1%) 中山間地域に居住する者等へのサービス提供加算(所定単位の5%) 事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合の減算(事業対象者・要支援1・2(週1回程度)376単位/月、事業対象者・要支援2(週2回程度)752単位/月、事業対象者・要支援1・2 94単位/回 定員超過・人員欠如による減算(所定単位数の70%) 			・自立支援プログラム未実施減算 (基本報酬の80%)	/	/	/	
自己負担額	1割または2割または3割			1割または2割または3割	350円/回	0円であるが、会場・内容により材料費・食費等の実費を集合している。	0円	0円
実施方法	事業者指定			事業者指定	事業者委託	区・団体に対し、サロン推進のための活動費を助成	事業者委託	講師派遣
サービス提供者	指定通所型サービス事業者			指定通所型サービスA事業者	保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科衛生士等	ボランティアによる運営 (サロン協力員)	看護師等	健康運動指導士
ケアマネジメント	ケアマネジメントA			ケアマネジメントA	ケアマネジメントA	/	/	/
備考	送迎あり			送迎あり	送迎あり	/	/	/

サロンは、以下の事業と共催して実施

- <一般介護予防事業>
- ・運動普及事業
- ・口腔機能向上事業
- ・認知症予防事業

<その他>

- ・心の健康事業
- ・地域福祉教室

<南条地区会場>
南条保健福祉センター
1階 機能回復室

<今庄地区会場>
今庄住民センター

<河野地区会場>
ファミリーマート+
ハーツ河野北前船主通り店

※日程、会場等は、広報みなみえちぜんを確認してください。

<南条健康体操教室>
南条地区公民館 1階 和室

<タッピー体操クラブ>
今庄住民センター

<しおさい体操教室>
糠公民館 2階 ホール

※日程、会場等は、広報みなみえちぜんを確認してください。